

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成20年6月17日

神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 磯部昌彦

区分	市町村	数
1	横浜市	557,086人
2	川崎市	250,668人
3	横須賀市	117,928人
4	相模原市	160,576人
5	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市	192,730人
6	平塚市 小田原市 秦野市 伊勢原市 南足柄市	169,887人
7	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	171,345人
8	葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 愛川町 清川村	84,498人